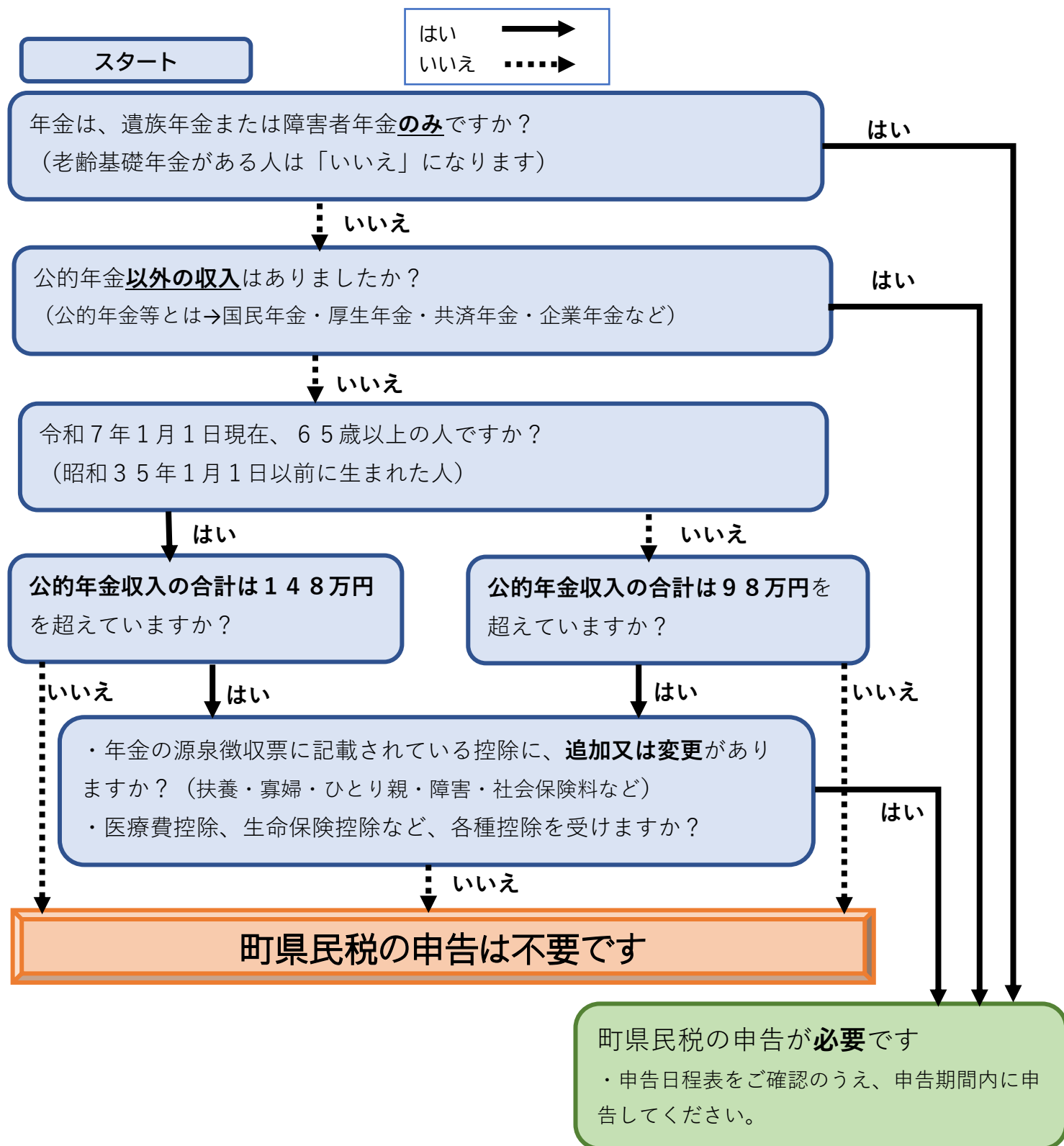


# 年金収入者申告確認フローチャート

公的年金等の収入が400万円以下で、そのほかの所得の合計が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要とされています。

ただし、町県民税の申告（町の申告）が必要な場合がございますので、町県民税の申告が必要かどうか以下のフローチャートをご確認ください。



## 【ご注意】

- ・このフローチャートは年金収入がある方の一般的な例です。
- ・国民健康保険税や介護保険料の算定のために前年度に申告が必要だと別途通知が届いた人など、**申告が必要な人は忘れずに申告してください。**